

報告 5

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第25条第3項の規定により，三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について，別紙のとおり報告します。

令和3年3月22日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由